

令和5年度

高取町チャイルドシート購入費補助金を交付します

子ども・子育て支援として新生児チャイルドシート購入補助金（上限20,000円）の給付を行います。

事業概要

どのような乳幼児が対象になるの？

次の①～③の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 町内に住所があり、乳児とともに引き続き1年以上本町に定住する意思を有する保護者
 - ② 乳児（生後6カ月以内）の保護者で、申請時に当該乳幼児を養育している保護者もしくは妊娠中であり母子健康手帳の交付を受けているもの又はその配偶者
 - ③ 令和5年4月1日以降に生まれた乳児で生後6カ月以内
- * 乳児の保護者に町税及び公課の滞納がないこと

申請に必要な書類は？

（対象となる方は高取町福祉課にご相談ください）

- 申請書類
- ① 高取町チャイルドシート購入費補助金交付申請書（兼請求書）
 - ② チャイルドシート購入時の領収書、保証書の写し等（ネット販売等によるクレジットカード支払いの場合は裏面をご参照ください）
 - ③ 決定通知後の振込先銀行口座情報（通帳コピー等）

申請時の注意事項

- ④ チャイルドシートは道路運送車両法の保安基準に適合する事が必要です。

いくら補助を受けられるの？

補助金の額は、「チャイルドシート購入価格（消費税を含む）とし、1台につき20,000円を限度とします。購入価格が20,000円以下の場合は、購入価格分を補助します。補助金の交付は、乳児1人につき1回を限度とします。

チャイルドシート保安基準

補助金の対象となるチャイルドシートは道路運送車両法に基づく保安基準に適合したものです。現行の保安基準に適合しているチャイルドシートの製品には「Eマーク」が添付されています。

ネット販売で購入をした場合（クレジットカード支払い）

- ① 領収書が発行されない場合があります。この場合は、クレジットカード請求明細のコピーが必要になります。
- ② さらにクレジットカード請求金額が引き落とされた通帳のコピー、若しくはネット銀行の取引が確認できるコピーが必要になります。
- ③ スマートフォン等で購入をした場合は、画面印刷ができない場合があります。この場合はスマートフォンの画面を高取町福祉課でカメラ撮影します。

ネット販売で購入され、クレジットカードで支払いをされた場合は、申請時に上記の様なコピー若しくは画面撮影などを行う必要があります。通常の店舗購入と比べた場合は、多少手続きに時間を要する場合がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

申請方法について

- 補助金交付に関する詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問合せください。
- 制度の概要については、高取町ホームページ「高取町チャイルドシート購入費補助金」をご覧ください。

【お問合せ先】

高取町 福祉課
電話番号 0744-52-3334